

名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ利用細則

制 定 平成 29 年 7 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、名古屋大学附属図書館利用規程（平成 16 年度規程第 178 号。）第 18 条の規定に基づき、名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（以下「GRL」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 GRL は、次の事業を行うことを目的とする。

- 一 ジェンダー問題についての知を長く保存し、ジェンダー研究者等に提供するためライブラリとアーカイブを構築すること。
- 二 ジェンダーに関する制度や実践を研究し、21 世紀の知のパラダイム・チェンジに貢献すること。
- 三 国内外のジェンダー問題に関する研究、普及及びネットワークの拠点を形成すること。

(図書館資料)

第 2 条 GRL 備え付けの図書及びアーカイブを含む史資料（以下「図書」という。）は、次のとおりとする。

- 一 水田珠枝文庫の図書
- 二 ジェンダー研究に関する図書
- 三 逐次刊行物
- 四 その他史資料

(利用)

第 3 条 GRL は、一般の利用に供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、図書の一般の利用を制限することができるものとする。

- 一 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 2 条第 7 項第 4 号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間
- 二 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記載されている部分
- 三 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

(利用の手続き)

第 4 条 GRL を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の手続きを経なければならない。

(利用時間)

第 5 条 利用時間は、火・水・木・土曜の 10 時から 17 時まで及び金曜の 10 時から 20 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第 6 条 休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 月曜日

三 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

四 年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで）

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めたときは、休館し、又は開館することができる。

(閲覧)

第 7 条 利用者は、GRL が管理する図書を閲覧室において閲覧することができる。

2 利用者は、閲覧を終えた図書を所定の場所に戻さなければならない。

3 図書を利用者の閲覧に供するため、目録及び利用に関する規則等を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(貸出)

第 8 条 図書館外貸出を受けることができる者は、第 3 条に定める者とし、貸出は上限 5 冊まで、貸出期間は原則 2 週間以内とする。

2 貸出を受けようとする者は、利用証を作成しなければならない。（別記参照）

3 利用者は、貸出を受けた図書を他人に転貸してはならない。

4 利用者は、GRL で貸出を受けた図書を日本国外に持ち出してはならない。

5 郵送による貸出は行わない。

(返却)

第 9 条 利用者は、貸出を受けた図書を、貸出期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、貸出期間中であっても、他から貸出又は閲覧の希望がある場合は、臨時に返却を求められることがある。

3 利用者は、GRL の利用に係る身分又は資格を失ったときには、貸出を受けた図書を直ちに返却しなければならない。

(禁帯出)

第 10 条 次に掲げる図書の貸出は行わない。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、この限りではない。

一 水田珠枝文庫の図書

二 その他、管理責任者が指定する図書

(貸出の停止)

第 11 条 管理責任者は、貸出を受けた者が図書の返却を延滞したときは、その者に対して、貸出を停止することができる。

(複写)

第 12 条 利用者は、研究又は教育の用に供することを目的とする場合に限り、法令に違反しない範囲で、文献複写をすることができる。

(参考調査)

第 13 条 利用者は、研究又は教育の参考になる学術文献に関わる調査及び情報の提供を依頼することができる。

(情報検索)

第 14 条 利用者は、GRL が提供する情報検索サービスを利用することができる。

(遵守事項)

第 15 条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛を保ち、他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- 二 所蔵図書資料、機器又は設備を汚損し又は毀損しないこと。

2 管理責任者は、この細則等又は GRL スタッフの指示に従わない者に対し、利用を制限することができる。

(補則)

第 16 条 この細則の実施に関し必要な事項は、名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ運営委員会小委員会及び運営委員会の議を経て、管理責任者が決定する。

附 則

この細則は、平成29年11月1日から施行する。